

受講規約

■ 入学

(1) 日本スポーツ&ボディ・マイスター協会所定の申込書、もしくはWeb から受講申込書手続きを行い、申込コース(講座)の入学金、受講料の支払いをもって日本スポーツ&ボディ・マイスター協会入学とさせていただきます。

■ 申込

(1) 日本スポーツ&ボディ・マイスター協会所定の申込書、もしくはWeb にて受講申込書手続きを行って下さい。日本スポーツ&ボディ・マイスター協会の受領連絡をもって正式な「受講申込」となります。

(2) 申込締切は原則として開講1週間前までです。但し、スケジュールの都合等でこの期日までに手続きができない方はその旨を日本スポーツ&ボディ・マイスター協会事務局までご連絡下さい。また、それ以前でも定員に達したコースは締め切らせていただきます。

(3) 受講料の支払いに伴う手数料等は、受講申込者の負担とさせていただきます。

(4) 各コース申し込み後にキャンセルのお申し出をされた場合は【入学金・受講料】3項に準じキャンセル料をお支払いいただきます。

■ 受講の制限

当校に著しくそぐわない言動が認められた場合、ご受講をお断りすることがございます。コースの途中であってもそれ以降ご受講いただけない場合があります。

■ コースの閉講・休講・変更

(1) 学習効果の観点から、受講者数が一定に達しない場合、あるいはやむを得ない事情がある場合、コースを閉講することがあります。

(2) コースの閉講は、当該期初回開講日の2週間前までに決定します。

(3) 講師の都合により代理の講師による講義、あるいは日時・場所・内容等が変更になる場合があります。

(4) 開講後において、下記の場合、講座を休講・閉講または延期することがあります。

(a) 交通機関のストライキ、台風・地震等の天災地変、暴動やクーデターのとき

(b) コース担当講師の不測の事故、病気、慶弔時等のとき

(c) 施設の保守点検、改修工事等がおこなわれるとき

(d) その他、日本スポーツ&ボディ・マイスター協会が、不可抗力により開講が不可能と判断したとき。

■ 入学金・受講料

(1) 入学金及び受講料は全額前納・銀行振込もしくはクレジットカードでお支払いいただきます。

(2) 領収書は取扱金融機関等の振込受領書をもって代えさせていただきます。

(3) 何らかの都合により受講が不可能となった場合、一旦納入された入学金、及び受講料は、以下のルールに則って返金いたします。

(a) 当該コース開講3 営業日前までは全額返金

(b) 当該コース開講2 営業日前からは返金いたしません

※返金の場合、振込手数料はご負担いただきます

(4) 前項の規定に関わらず、開講2 営業日前から前日までの期間において、社命による転勤、転居、及び入院を伴うようなご病気のお申し出があった場合に限り、必要書類の提出後の日本スポーツ&ボディ・マイスター協会審査により全額返金いたします。

(5) 受講料のお支払いは申込後に日本スポーツ&ボディ・マイスター協会が発行する請求書記載のお支払期日までにお手続きください。なお、支払期日を過ぎた場合、延滞利息（年利12%）をいただくことがあります。

■ 受講科目・コースの変更、受講開始期の延期

受講申込後、当該コース開講日の3 営業日前までに限り、受講科目・コースの変更、受講開始期の延期ができます。それ以降はキャンセル扱いとなり、変更・延期はできません。

■ 成績の評価及び修了認定

(1) 受講終了後、所定の評価基準により総合成績の評価を行い、修了の認定を行います。

各講座の修了基準: 前4 回のクラスに出席すること

(2) 修了基準を満たした方には「修了証明書」をお送りします。

■ 振替制度

(1) 業務の都合などで登録しているクラスに出席できない場合、以下の条件で、次回開講される同一コースの同一回に原則振替出席することができます。

(a) 振替を希望するクラスの2 営業日以前の申請であること

(b) 振替先のクラスの参加人数の定員に余裕があること

※振替申請の受付は申請順に行い、定員に達した場合はそれ以上受付できません。

(2) 振替受講も、修了の認定の対象になります

(3) 同一コースでも、開講時期により進捗状況、配布物が異なる場合があります。振替制度を使って受講する場合、コースごとの進捗状況や課題についての問い合わせ、出席されるコース以外の配布物の提供には対応しかねますのでご注意ください。

(4) 教材の変更に伴い新たな教材の購入が必要になる場合があります。

■ 休学制度

(1) コース開講以降、以下の特殊事情により、振替制度を活用しても、【成績の評価及び修了認定】3項に定める評価対象条件を満たせない場合、受講生の申請に基づき日本スポーツ&ボディ・マイスター協会が審査をした後、休学が認められる場合があります。

- ・天災
- ・本人の入院・長期通院
- ・一親等以内の家族の死亡・入院等
- ・社命による長期出張

(2) 休学申請が認められた場合、休学開始以降のコースは翌開講期に受講していただくこととなります。

(3) 復学は翌開講期のみとなります。

(4) 休学の延長は認められません。

(5) 一旦休学の承認をされた後の取り消しは認められません。

(6) 休学後、翌開講期に受講が不可能になった場合でも、納入された受講料の返金はいたしません。

(7) 復学後に所属するコースの指定申請は、休学者の休講開始回に相当する週の2 週前までに行ってください。

(8) 教材の変更に伴い、新たな教材の購入が必要になる場合があります。

■ 全額返金保障制度

(1) 【成績の評価及び修了認定】 3項に定める評価対象条件を満たしてなお規定の学習効果が認められなかった場合、受講生ご本人から日本スポーツ&ボディ・マイスター協会宛に申請をしていただければ、受講料（教材費等除く）を返金いたします。

(2) 申請期限は、最終回クラス終了後、2 週間以内となります。

(3) 当制度によるご返金は、受講するコース数に関わりなく、お一人様1 回のみとなります。

■ その他

(1) カリキュラム内容・教材及びコースで知り得たカリキュラム内容についての情報に関しては、受講期間中／後を問わず、所属コースのメンバー以外に伝えることを禁じます。

(2) カリキュラム内容・教材、配布資料等の無断転用／複製を禁じます。

(3) コースでの写真撮影、録音、録画、レポートの複製／転用などは一切禁じます。

(4) コース参加中での忘れ物については、1 ヶ月間保存し、その後日本スポーツ&ボディ・マイスター協会にて処分します。

(5) 規約は予告なく変更されることがございます。規約が変更された場合は、その時点から新しい規約が適用されます。

(6) 日本スポーツ&ボディ・マイスター協会は、学校教育法に定める学校ではなく、学位を授与する権利をもちません。

以上